

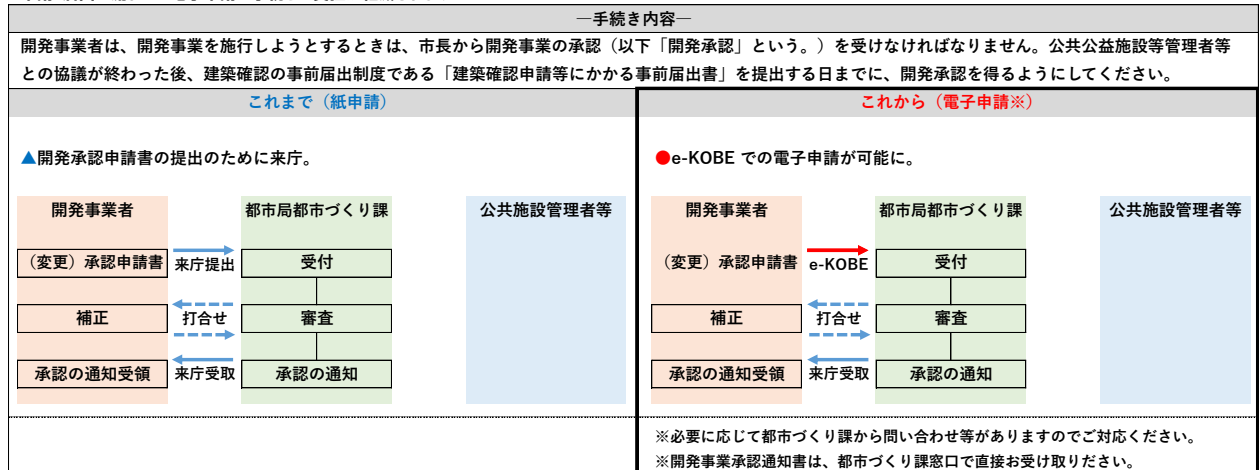
「開発事業（変更）承認申請書」 提出書類・作成要領のご案内

神戸市都市局都市づくり課

申請・届出の流れ ～電子申請で手続きの負担が軽減されます～

→ オンライン化される手続き

→ 窓口等での打合せ



- 申請にあたっては、必要に応じて本作成要領に加えて『集合住宅建設の手引き』『「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」技術基準』をご確認ください。
- 窓口で事前相談をしていただくと、補正等が少なくスムーズな処理が可能です。
- 電子申請の前に以下の提出書類のファイルをご用意ください（形式はPDF・各10MB以下）。
提出書類に不備がある場合は差戻しとなる場合があります。
- ファイルは、該当欄に個別にアップロードしてください。
- 容量を超える場合は分割したうえで、該当欄に加え添付書類の予備欄をご利用ください。
- アップロードされる場合の注意点
 - ・ 各ファイルの容量が10MB以下であることを確認してください。
 - ・ 各ファイルの名前は、提出書類のタイトルとしてください。
 - ・ 各ファイルが複数枚となる場合は、1つのPDFファイルとなるよう結合してください。

<開発事業承認申請書の場合>

番号	提出書類	内容・作成要領・その他
00	様式9号 開発事業承認 申請書	【様式9号に必要事項を入力し、PDFに変換してアップロードしてください】
01	開発事業区域 位置図 縮尺(標準):1/2,500	【集合住宅建設事業審査申出書にて提出いただいたものと同じもので結構です。】 ・方位を記載してください。 ・開発事業区域境界を赤線で記載してください。 ・開発事業区域周辺の都市施設の位置・名称を記載してください。 ・交通機関の路線名称を記載してください。
02	土地利用計画 図 縮尺(標準): 1/100~1/500	【集合住宅建設事業審査申出書にて提出いただいたものと同じもので結構です。】 ・方位を記載してください。 ・開発事業区域境界を赤線で記載してください。 ・建築物、工作物、公共施設（道路等）、公益的施設（ゴミ置場等）、植栽帯等の位置、形状を記載してください。 ・道路種別・幅員及び隅切り長を記載してください。 ・開発事業区域内の計画地盤高、区域外の現況高を記載してください。 ・擁壁、法面の位置及び形状を記載してください。 ・凡例（用途ごとに色別、面積、割合、摘要）を記載してください。 ・造成がない場合は「造成無し」と明示し、縦横断面図の位置及び名称を記載してください。
03	委任状 (必要な場合のみ)	【集合住宅建設事業審査申出時等において包括的な委任状をご提出いただいている場合は不要です。】 ・申請の手続きを第三者に委任する場合に提出してください。 ・参考様式を参考にして作成してください。 ・委任者及び代理者の押印または自署が必要になります。
04	集合住宅建設 事業審査申出 書に関する意見 について(回答) と、回答・ 対応一覧表	・協議要否確認先の各課からの回答を、すべて添付してください。 ※開発事業一部変更申出書を提出している場合は、一部変更申出書に対する各課からの回答も、すべて添付してください。 ・回答・対応一覧表は、回答・対応一覧表(サンプル)を参考にして作成してください。
05	公共公益施設 等管理者等協議 (通知)書	・協議を実施した課すべての協議（通知）書を添付してください。
06	各公共公益施設 等管理者等と協議 を行った図書で、協議 済みであることが確認 できるもの	・協議に使用した図書はすべて添付してください。

<開発事業変更承認申請書の場合（集合住宅建設事業変更審査申出書を要する場合）>

番号	提出書類	内容・作成要領・その他
00	様式 10 号 開発事業変更 承認申請書	【様式 10 号に必要事項を入力し、PDF に変換してアップロードしてください】
上記 01・02、04～06：提出必須です。 上記 03：必要な場合のみ添付してください。		

<開発事業変更承認申請書の場合（集合住宅建設事業変更審査申出書を要しない場合）>

番号	提出書類	内容・作成要領・その他
00	様式 10 号 開発事業変更 承認申請書	【様式 10 号に必要事項を入力し、PDF に変換してアップロードしてください】
上記 01・02：提出必須です。 上記 03：必要な場合のみ添付してください。 上記 04～06：必要な場合のみ添付してください。		
07	変更箇所説明 図	サンプルを参考に計画を変更する箇所とその内容が分かるように作成してください。
08	変更が生じた 図面一式 （変更前・変更 後）	・開発事業承認申請後、変更が生じた図面を添付してください。 ・各図面に赤字で「変更前」「変更後」とそれぞれ記載してください。
09	住民説明に関 連する図書 （必要な場合 のみ）	・住民説明が必要な場合、住民説明に関連する図書を添付してください。